

## 大和市協働推進会議準備会の運営に関する 申し合わせ事項

### 1. 名 称

- ・ 名称は、「大和市協働推進会議準備会」（以下「準備会」という。）とする。

### 2. 目 的

- ・ 「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」（以下「条例」という）の運用体制の確立に向けて、「大和市協働推進会議（14条）」（以下「推進会議」という。）の機能をはじめとした条例に定める仕組みに関する検討を行う。

### 3. 協働の原則

- ・ 準備会と市は、協働の原則（条例3条1項）に基づき、対等の関係で協力・連携しながら、新しい公共の創造に向けた条例の運用を進める。

### 4. 期 間

- ・ 準備会の設置期間は、平成14年10月10日から推進会議が発足（平成15年4月を予定）するまでとする。

### 5. 委 員

- ・ 委員数は20名以内とし、学識経験者、市民団体関係者、事業者関係者、公募市民で構成する。

### 6. 検討テーマ

- ・ 条例14条に定める推進会議の運営や委員に関すること（中心テーマ）
- ・ 条例11条から13条に定める市民事業、協働事業、提案制度に関すること
- ・ 条例9条に定める協働の拠点に関すること
- ・ その他、条例の運用に関すること

### 7. 構 成

- ・ 準備会に、全体会と作業部会を設ける。

### 8. 座長・副座長

- ・ 準備会に、委員の互選により座長と副座長を置く。
- ・ 座長は、準備会の会務を総理し、副座長は座長を補佐する。

## 9. 全体会

- ・ 全体会は委員全員で構成し、検討テーマに関する議論を行う。
- ・ 全体会は、準備会に関する意思決定の場とする。
- ・ 全体会は座長が召集し、座長は会議の議長となる。
- ・ 全体会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

## 10. 作業部会

- ・ 作業部会に、座長の指名により部会長を置く。
- ・ 作業部会は参加を希望する委員で構成し、全体会の検討に必要な議論の素材や資料に関する検討作業を行い、全体会へ報告する。

## 11. 公開

- ・ 全体会と作業部会は公開とし、希望者は傍聴することができる。
- ・ 傍聴者は、座長や部会長が許可した場合は発言ができるが、議決には参加できない。
- ・ 会議開催予定や議事録・関連資料は、積極的に公開する。
- ・ その他会議公開に関しては、「大和市審議会等の公開に関する要綱」に準じる。

## 12. 事務局

- ・ 準備会の事務局は、市の市民活動課が中心となって担う。
- ・ 市は、事務局業務に対する市民参加を進める。

## 13. 検討成果

- ・ 準備会の検討成果は、明文化して公表する。
- ・ 準備会の検討成果は、条例の運用に反映する。
- ・ 準備会の検討成果の内容が市の施策や計画等に係わる場合は、市はその反映について検討を行い、検討結果を説明する。

## 14. その他

- ・ この申し合わせ事項以外に、準備会の運営に関して必要な事項は、座長が準備会に諮って定める。